

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年8月13日(2009.8.13)

【公開番号】特開2007-111072(P2007-111072A)

【公開日】平成19年5月10日(2007.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2007-017

【出願番号】特願2005-302379(P2005-302379)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

G 0 6 K 17/00 (2006.01)

G 0 7 F 7/08 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 2 8

G 0 6 K 17/00 L

G 0 6 K 17/00 R

G 0 7 F 7/08 S

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月26日(2009.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録媒体を個々に識別可能な記録媒体識別情報に対応付けて遊技媒体の貸与に使用される残額を管理する管理装置と、

遊技機に対応して設けられ、前記管理装置と通信可能な複数の遊技用装置と、

から構成される遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記管理装置と通信できる通信可能状態であるか通信できない通信不可能状態であるかを検知する通信可否検知手段と、

該通信可否検知手段により通信可能状態を検知しているときに、前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて前記管理装置で管理されている残額である管理残額の範囲内において、予め定められた一単位である単位使用額と該単位使用額に対応する間接税額との合算額である税込単位額の整数倍に相当する貸与対象額分の遊技媒体を貸与する第1の貸与処理を行う第1の貸与処理手段と、

前記第1の貸与処理に伴って前記記録媒体に記録される通番を更新する第1の通番更新手段と、

前記第1の貸与処理に伴って該第1の貸与処理が行われる旨を示す貸与処理情報を前記管理装置に対して送信する貸与処理情報送信手段と、

前記通信可否検知手段により通信不可能状態を検知しているときに前記第1の貸与処理を行うことなく、貨幣を受け付けたことに基づいて、該受け付けた貨幣の金額である受付貨幣額から、前記貸与対象額と前記税込単位額未満の端数額とを特定する特定処理を行った後に、該特定された貸与対象額分の遊技媒体を遊技者の貸与操作によることなく貸与する第2の貸与処理を行うと共に、該第2の貸与処理を行った後に貨幣を受け付けたことに基づいて、前回の貨幣受付に基づいて特定した端数額と今回の受付貨幣額との合算額から

、前記貸与対象額と前記税込単位額未満の端数額とを特定する特定処理を行った後に、前記第2の貸与処理を行う第2の貸与処理手段と、

前記通信可否検知手段による検知に関わらず、遊技者の排出操作に応じて、前記記録媒体を排出する記録媒体排出処理を行うと共に、前記通信可否検知手段により通信不可能状態を検知しているときには前記端数額を記録した前記記録媒体を排出する記録媒体排出処理手段と、

前記通信可否検知手段により通信可能状態を検知しているときに前記記録媒体を受け付けたことに基づいて、該受け付けた記録媒体に記録されている記録媒体識別情報と通番を前記管理装置に対して送信し、さらに、当該記録媒体に前記端数額が記録されているときには前記記録媒体識別情報と通番に加えて当該端数額を送信する記録通番送信手段と、をさらに有し、

前記管理装置は、

前記貸与処理情報の受信に応じて前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けられた通番を更新して記憶する第2の通番更新手段と、

前記貸与処理情報の受信に応じて前記管理残額を減算する管理残額減算手段と、

前記記録通番送信手段から送信されてきた通番が該記録通番送信手段から送信されてきた記録媒体識別情報に対応付けられて記憶された通番と一致するか否かを判定する通番判定手段と、

前記記録通番送信手段から送信されてきた端数額を該記録通番送信手段から送信されてきた記録媒体識別情報に対応付けられて管理されている管理残額に加算するための処理を行なう管理残額加算手段と、をさらに有し、

該通番判定手段により通番が一致すると判定したときには、前記管理残額による前記第1の貸与処理を許容する通番一致時処理を行い、前記通番判定手段により通番が一致しないと判定したときには、前記管理残額を減算すると共に前記通番を更新した後に当該管理残額による前記第1の貸与処理を許容する通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システム。

### 【請求項2】

請求項1に記載した遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

遊技者の貸与操作により、前記税込単位額の整数倍であって予め定められた基準貸与額分の遊技媒体を貸与するための前記第1の貸与処理を前記第1の貸与処理手段により行い、

該第1の貸与処理に使用される基準貸与額を前記管理残額から減算するための減算要求を前記貸与処理情報として、前記貸与処理情報送信手段により前記管理装置に対して送信し、

前記管理装置は、前記基準貸与額を管理し、前記減算要求の受信に応じて、該管理している基準貸与額を前記管理残額から減算する減算処理を前記管理残額減算手段により実行し、該減算処理が完了した旨を示す減算完了通知を前記遊技用装置に対して返信し、

前記遊技用装置は、前記減算完了通知を受信したことを条件として、次の第1の貸与処理を可能とし、

前記管理装置は、前記通番判定手段により通番が一致しないと判定したときには、前記管理している基準貸与額を前記記録媒体の記録媒体識別情報と対応付けて管理している管理残額から減算すると共に前記通番を更新した後に当該管理残額による前記第1の貸与処理を許容する前記通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システム。

### 【請求項3】

請求項1又は2に記載した遊技用システムであって、

前記管理装置は、

各遊技用装置について設定される前記基準貸与額を各遊技用装置に対応付けて管理し、前記記録媒体識別情報に対応付けて、該記録媒体識別情報の記録媒体を少なくとも前回受け付けていた遊技用装置であって、前記通信可能状態で該記録媒体を受け付けた後に前

記通信不可能状態になった当該遊技用装置を特定可能な情報を記憶する遊技用装置特定情報記憶手段と、

前記通番判定手段により通番が一致しないと判定したときに、前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて前記遊技用装置特定情報記憶手段で記憶している情報から当該記録媒体識別情報の記録媒体が前回受け付けられていた遊技用装置を特定する遊技用装置特定手段と、をさらに有し、

該遊技用装置特定手段により特定された遊技用装置に対応付けて管理している基準貸与額を前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて管理している管理残額から減算すると共に前記通番を更新した後に当該管理残額による前記第1の貸与処理を許容する前記通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システム。

#### 【請求項4】

請求項1～3のいずれか1つに記載した遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記管理残額が前記基準貸与額未満であるときに、遊技者の貸与操作により、該管理残額のうちの、前記税込単位額の整数倍に相当する貸与対象額分の遊技媒体を貸与するための前記第1の貸与処理を前記第1の貸与処理手段により行い、

該第1の貸与処理に使用される貸与対象額を前記管理残額から減算するための減算要求を前記貸与処理情報として、前記貸与処理情報送信手段により前記管理装置に対して送信し、

前記管理装置は、

前記通番判定手段により通番が一致しないと判定したときに、前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて管理している管理残額が前記基準貸与額未満であるか否かを判定する基準貸与額判定手段をさらに有し、

該基準貸与額判定手段により前記管理残額が前記基準貸与額未満であると判定されたときには、前記貸与対象額を前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて管理している管理残額から減算すると共に前記通番を更新した後に当該管理残額による前記第1の貸与処理を許容する前記通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システム。

#### 【請求項5】

請求項1～4のいずれか1つに記載した遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、前記記録媒体の通番が上限値に達しているときに、該記録媒体の通番を初期値に更新し、

前記管理装置は、前記管理している通番が上限値に達しているときに、該管理している通番を初期値に更新することを特徴とする遊技用システム。

#### 【請求項6】

請求項1～5のいずれか1つに記載した遊技用システムであって、

前記記録媒体を受け付けて、該受け付けた記録媒体の記録媒体識別情報を含む精算要求を前記管理装置に対して送信し、該精算要求に含まれる記録媒体識別情報に対応付けて管理されている管理残額を含む精算許諾情報が管理装置から送信されてきたことを条件として、該精算許諾情報に含まれる管理残額に相当する貨幣を払い出す精算処理を行う精算装置をさらに備え、

前記管理装置は、前記精算要求の受信に応じて、該精算要求に含まれる記録媒体識別情報に対応付けて該精算要求を受信した旨を示す精算要求受信情報を管理し、前記精算許諾情報を前記精算装置に対して返信し、

前記精算装置は、

前記精算処理に伴って、前記記録媒体に記録される通番を更新する第3の通番更新手段と、

前記精算処理に伴って、該精算処理が行われる旨を示す精算実行通知を前記管理装置に対して送信する精算実行通知送信手段と、

前記管理装置と通信できる通信可能状態であるか通信できない通信不可能状態であるかを検知する通信可否検知手段と、をさらに有し、

前記記録媒体の受付中に該通信可否検知手段により通信不可能状態を検知したことに基づいて、当該記録媒体を返却し、

前記管理装置は、

前記精算実行通知の受信に応じて、前記記録媒体識別情報に対応付けられた通番を更新して記憶する第4の通番更新手段をさらに有し、

前記精算実行通知の受信に応じて、前記記録媒体識別情報に対応付けて管理している管理残額を零に更新し、該記録媒体識別情報に対応付けて管理している精算要求受信情報を消去し、

前記通番判定手段により通番が一致しないと判定され、かつ前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて前記精算要求受信情報を管理しているときには、該記録媒体識別情報に対応付けて管理している管理残額を零に更新し前記精算要求受信情報を消去すると共に前記通番を更新する前記通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システム。

#### 【請求項7】

請求項1～6のいずれか1つに記載した遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記通信可否検知手段により通信不可能状態を検知しているときに貨幣を受け付けたことに基づいて、前回の貨幣の受付に基づいて特定した端数額又は前記受け付けた記録媒体に記録されている端数額と今回の受付貨幣額との合算額が前記税込単位額以上であるか否かを判定する合算額判定手段をさらに有し、

該合算額判定手段により税込単位額以上であると判定されたことを条件として、前記受け付けた貨幣を回収し、前記特定処理を行う一方、前記合算額判定手段により税込単位額未満であると判定されたことを条件として、前記受け付けた貨幣を返却し、前記特定処理を行わないことを特徴とする遊技用システム。

#### 【請求項8】

請求項1～7のいずれか1つに記載した遊技用システムであって、

前記遊技用装置は、

前記特定処理により特定された端数額を記憶する端数額記憶手段をさらに有し、遊技者から排出操作を受け付けたことに基づいて、前記端数額記憶手段で記憶している端数額を前記記録媒体に記録して排出する処理を前記記録媒体排出処理手段により行うことを特徴とする遊技用システム。

#### 【請求項9】

請求項1～8のいずれか1つに記載した遊技用システムであって、

前記記録媒体を受け付けて、該受け付けた記録媒体に記録されている端数額に相当する貨幣を払い出す精算装置と、

該精算装置で受け付けた記録媒体に記録されている端数額が予め定められた所定の金額未満であるか否かを判定する端数額判定手段と、をさらに備え、

前記精算装置は、該端数額判定手段により端数額が所定の金額未満であると判定されたことを条件として、該端数額に相当する貨幣を払い出すことを特徴とする遊技用システム。

#### 【請求項10】

請求項1～9のいずれか1つに記載した遊技用システムであって、

前記記録媒体を受け付けて、該受け付けた記録媒体に記録されている端数額に相当する貨幣を払い出す精算装置をさらに備え、

前記管理装置は、

前記精算装置での精算が可能な精算可能期間を設定する精算可能期間設定手段と、

前記精算可能期間内に前記通信不可能状態が発生したか否かを判定する通信不可能状態発生判定手段と、をさらに有し、

前記精算装置は、前記通信不可能状態発生判定手段により通信不可能状態が発生したと判定されたことを条件として、前記端数額に相当する貨幣を払い出すことを特徴とする遊技用システム。

## 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

まず請求項1に係る発明は、

記録媒体(会員カード4, ビジタコイン5)を個々に識別可能な記録媒体識別情報(記録媒体ID)に対応付けて遊技媒体(パチンコ玉)の貸与に使用される残額を(ハードディスク55の残額管理DBにて)管理する管理装置(50)と、

遊技機(パチンコ機2)に対応して設けられ、前記管理装置と通信可能な複数の遊技用装置(玉貸ユニット20)と、

から構成される遊技用システム(1)であって、

前記遊技用装置は、

前記管理装置と通信できる通信可能状態(オンライン状態)であるか通信できない通信不可能状態(オフライン状態)であるかを検知する通信可否検知手段(制御部21)と、

該通信可否検知手段により通信可能状態を検知しているときに、前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて前記管理装置で管理されている残額である管理残額の範囲内において、予め定められた一単位である単位使用額(100円)と該単位使用額に対応する間接税額(5円)との合算額である税込単位額(105円)の整数倍に相当する貸与対象額分の遊技媒体を貸与する第1の貸与処理を行う第1の貸与処理手段(制御部21)と、

前記第1の貸与処理に伴って前記記録媒体に記録される通番を更新する第1の通番更新手段(制御部21)と、

前記第1の貸与処理に伴って該第1の貸与処理が行われる旨を示す貸与処理情報(減算要求)を前記管理装置に対して送信する貸与処理情報送信手段(外部通信部21b)と、

前記通信可否検知手段により通信不可能状態を検知しているときに前記第1の貸与処理を行うことなく、貨幣(紙幣2, 硬貨3)を受け付けたことに基づいて、該受け付けた貨幣の金額である受付貨幣額から、前記貸与対象額と前記税込単位額未満の端数額とを特定する特定処理を行った後に、該特定された貸与対象額分の遊技媒体を遊技者の貸与操作(玉貸ボタン15の操作)によることなく貸与する第2の貸与処理(オフライン一発貸し)を行うと共に、該第2の貸与処理を行った後に貨幣を受け付けたことに基づいて、前回の貨幣受付に基づいて特定した端数額と今回の受付貨幣額との合算額から、前記貸与対象額と前記税込単位額未満の端数額とを特定する特定処理を行った後に、前記第2の貸与処理を行う第2の貸与処理手段(制御部21)と、

前記通信可否検知手段による検知に関わらず、遊技者の排出操作(返却ボタン16の操作)に応じて、前記記録媒体を排出する記録媒体排出処理を行うと共に、前記通信可否検知手段により通信不可能状態を検知しているときには前記端数額を(オフライン端数額として)記録した前記記録媒体を排出する記録媒体排出手段(制御部21)と、

前記通信可否検知手段により通信可能状態を検知しているときに前記記録媒体を受け付けたことに基づいて、該受け付けた記録媒体に記録されている記録媒体識別情報と通番を前記管理装置に対して送信し、さらに、当該記録媒体に前記端数額が記録されているときには前記記録媒体識別情報と通番に加えて当該端数額を送信する記録通番送信手段(外部通信部21b)と、をさらに有し、

前記管理装置は、

前記貸与処理情報の受信に応じて前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けられた通番を更新して記憶する第2の通番更新手段(制御部52)と、

前記貸与処理情報の受信に応じて前記管理残額を減算する管理残額減算手段(制御部52)と、

前記記録通番送信手段から送信されてきた通番が該記録通番送信手段から送信されてきた記録媒体識別情報に対応付けられて記憶された通番と一致するか否かを判定する通番判

定手段（制御部52）と、

前記記録通番送信手段から送信されてきた端数額を該記録通番送信手段から送信されてきた記録媒体識別情報に対応付けられて管理されている管理残額に加算するための処理を行う管理残額加算手段（制御部52）と、をさらに有し、

該通番判定手段により通番が一致すると判定したときには、前記管理残額による前記第1の貸与処理を許容する通番一致時処理を行い、前記通番判定手段により通番が一致しないと判定したときには、前記管理残額を減算すると共に前記通番を更新した後に当該管理残額による前記第1の貸与処理を許容する通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システムである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また請求項2に係る発明は、

請求項1に記載した遊技用システム（1）であって、

前記遊技用装置（玉貸ユニット20）は、

遊技者の貸与操作（玉貸ボタン15の操作）により、前記税込単位額（105円）の整数倍であって予め定められた基準貸与額（玉貸設定金額）分の遊技媒体（パチンコ玉）を貸与するための前記第1の貸与処理を前記第1の貸与処理手段（制御部21）により行い、

該第1の貸与処理に使用される基準貸与額を前記管理残額から減算するための減算要求を前記貸与処理情報として、前記貸与処理情報送信手段（外部通信部21b）により前記管理装置（50）に対して送信し、

前記管理装置は、前記基準貸与額を管理し、前記減算要求の受信に応じて、該管理している基準貸与額を前記管理残額から減算する減算処理を前記管理残額減算手段（制御部52）により実行し、該減算処理が完了した旨を示す減算完了通知を前記遊技用装置に対して返信し、

前記遊技用装置は、前記減算完了通知を受信したことを条件として、次の第1の貸与処理を可能とし、

前記管理装置は、前記通番判定手段（制御部52）により通番が一致しないと判定したときには、前記管理している基準貸与額を前記記録媒体（会員カード4、ビジタコイン5）の記録媒体識別情報（記録媒体ID）と対応付けて管理している管理残額から減算すると共に前記通番を更新した後に当該管理残額による前記第1の貸与処理を許容する前記通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システムである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また請求項3に係る発明は、

請求項1又は2に記載した遊技用システム（1）であって、

前記管理装置（50）は、

各遊技用装置（玉貸ユニット20）について設定される前記基準貸与額（玉貸設定金額）を各遊技用装置に対応付けて（ハードディスク55の玉貸設定金額DBにて）管理し、

前記記録媒体識別情報（記録媒体ID）に対応付けて、該記録媒体識別情報の記録媒体（会員カード4、ビジタコイン5）を少なくとも前回受け付けていた遊技用装置であって、前記通信可能状態（オンライン状態）で該記録媒体を受け付けた後に前記通信不可能状

態（オフライン状態）になった当該遊技用装置を特定可能な情報（装置ID）を記憶する遊技用装置特定情報記憶手段（ハードディスク55の残額管理DB）と、

前記通番判定手段（制御部52）により通番が一致しないと判定したときに、前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて前記遊技用装置特定情報記憶手段で記憶している情報から当該記録媒体識別情報の記録媒体が前回受け付けられていた遊技用装置を特定する遊技用装置特定手段（制御部52）と、をさらに有し、

該遊技用装置特定手段により特定された遊技用装置に対応付けて管理している基準貸与額を前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて管理している管理残額から減算すると共に前記通番を更新した後に当該管理残額による前記第1の貸与処理を許容する前記通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システムである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また請求項4に係る発明は、

請求項1～3のいずれか1つに記載した遊技用システム（1）であって、

前記遊技用装置（玉貸ユニット20）は、

前記管理残額が前記基準貸与額（玉貸設定金額）未満であるときに、遊技者の貸与操作（玉貸ボタン15の操作）により、該管理残額のうちの、前記税込単位額（105円）の整数倍に相当する貸与対象額分の遊技媒体（パチンコ玉）を貸与するための前記第1の貸与処理を前記第1の貸与処理手段（制御部21）により行い、

該第1の貸与処理に使用される貸与対象額を前記管理残額から減算するための減算要求を前記貸与処理情報として、前記貸与処理情報送信手段（外部通信部21b）により前記管理装置（50）に対して送信し、

前記管理装置は、

前記通番判定手段（制御部52）により通番が一致しないと判定したときに、前記記録媒体（会員カード4、ビジタコイン5）の記録媒体識別情報（記録媒体ID）に対応付けて管理している管理残額が前記基準貸与額未満であるか否かを判定する基準貸与額判定手段（制御部52）をさらに有し、

該基準貸与額判定手段により前記管理残額が前記基準貸与額未満であると判定されたときには、前記貸与対象額を前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて管理している管理残額から減算すると共に前記通番を更新した後に当該管理残額による前記第1の貸与処理を許容する前記通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システムである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また請求項6に係る発明は、

請求項1～5のいずれか1つに記載した遊技用システム（1）であって、

前記記録媒体（会員カード4、ビジタコイン5）を受け付けて、該受け付けた記録媒体の記録媒体識別情報（記録媒体ID）を含む精算要求を前記管理装置（50）に対して送信し、該精算要求に含まれる記録媒体識別情報に対応付けて管理されている管理残額を含む精算許諾情報が管理装置から送信されてきたことを条件として、該精算許諾情報に含まれる管理残額に相当する貨幣を払い出す精算処理を行う精算装置（60）をさらに備え、

前記管理装置は、前記精算要求の受信に応じて、該精算要求に含まれる記録媒体識別情報に対応付けて該精算要求を受信した旨を示す精算要求受信情報を管理（挿入処理済のス

データス及び精算装置の装置 ID をハードディスク 55 の残額管理 DB で管理 ) し、前記精算許諾情報を前記精算装置に対して返信し、

前記精算装置は、

前記精算処理に伴って、前記記録媒体に記録される通番を更新する第 3 の通番更新手段(制御部 62)と、

前記精算処理に伴って、該精算処理が行われる旨を示す精算実行通知(精算完了通知)を前記管理装置に対して送信する精算実行通知送信手段(通信部 61)と、

前記管理装置と通信できる通信可能状態であるか通信できない通信不可能状態であるかを検知する通信可否検知手段(制御部 62)と、をさらに有し、

前記記録媒体の受付中に該通信可否検知手段により通信不可能状態を検知したに基づいて、当該記録媒体を返却し、

前記管理装置は、

前記精算実行通知の受信に応じて、前記記録媒体識別情報に対応付けられた通番を更新して記憶する第 4 の通番更新手段(制御部 52)をさらに有し、

前記精算実行通知の受信に応じて、前記記録媒体識別情報に対応付けて管理している管理残額を零に更新し、該記録媒体識別情報に対応付けて管理している精算要求受信情報を消去(ステータスを精算処理済に更新)し、

前記通番判定手段(制御部 52)により通番が一致しないと判定され、かつ前記記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて前記精算要求受信情報を管理しているときには、該記録媒体識別情報に対応付けて管理している管理残額を零に更新し前記精算要求受信情報を消去すると共に前記通番を更新する前記通番不一致時処理を行うことを特徴とする遊技用システムである。

#### 【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0015】

また請求項 7 に係る発明は、

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 つに記載した遊技用システム(1)であって、

前記遊技用装置(玉貸ユニット 20)は、

前記通信可否検知手段(制御部 21)により通信不可能状態(オフライン状態)を検知しているときに貨幣(紙幣 2, 硬貨 3)を受け付けたことに基づいて、前回の貨幣の受付に基づいて特定した端数額又は前記受け付けた記録媒体(会員カード 4, ビジタコイン 5)に記録されている端数額(オフライン端数額)と今回の受付貨幣額との合算額が前記税込単位額(105円)以上であるか否かを判定する合算額判定手段(制御部 21)をさらに有し、

該合算額判定手段により税込単位額以上であると判定されたことを条件として、前記受け付けた貨幣を回収し、前記特定処理を行う一方、前記合算額判定手段により税込単位額未満であると判定されたことを条件として、前記受け付けた貨幣を返却し、前記特定処理を行わないことを特徴とする遊技用システムである。

#### 【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0016】

また請求項 8 に係る発明は、

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 つに記載した遊技用システム(1)であって、

前記遊技用装置(玉貸ユニット 20)は、

前記特定処理により特定された端数額を記憶する端数額記憶手段（制御部21のRAM）をさらに有し、

遊技者から排出操作（返却ボタン16の操作）を受け付けたことに基づいて、前記端数額記憶手段で記憶している端数額を（オンライン端数額として）前記記録媒体（会員カード4、ビジタコイン5）に記録して排出する処理を前記記録媒体排出処理手段（制御部21）により行うことを特徴とする遊技用システムである。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

まず請求項1に係る遊技用システムによれば、いわゆる完全ID管理のシステムにおいて、貸与処理に使用された使用額に対応する間接税額を徴収し、かつ管理装置と通信できない通信不可能状態で遊技用装置が貨幣を受け付けたときにいわゆる一発貸しを行うようにもしても、該一発貸しによって発生する端数額が記録媒体に記録されて排出されることにより、該端数額を処理するための釣銭払出機能や追加入金機能を遊技用装置に設ける必要がないので、遊技用装置のコストが上昇することがない。また第2の貸与処理後さらに貨幣が受け付けられると、該端数額と受付貨幣額との合算額から貸与対象額と端数額が特定され、遊技者から排出操作を受け付けると、端数額を記録した記録媒体が排出されることにより、一発貸しを行う毎に記録媒体を排出する場合に比べて記録媒体の節約になると共に、遊技者にとっても端数額が記録された記録媒体を複数扱う必要がなくなりて利便性が向上する。しかも遊技用装置での第1の貸与処理に伴って更新される通番が記録媒体に記録されることにより、オンライン状態が発生した遊技用装置から排出された記録媒体を他のオンライン状態の遊技用装置に挿入することで、該記録媒体に記録されている通番と管理装置において該記録媒体の記録媒体識別情報に対応付けて記憶している通番とが一致しないときには、遊技用装置で第1の貸与処理が行われたにもかかわらずオンライン状態の発生により管理装置で管理残額の減算が行われていない事を特定して、該減算が行われるので、オンライン状態の発生した遊技用装置がオンライン状態に復帰するのを待つことなく、管理残額を他の遊技用装置において使用することが可能となり、遊技者に迷惑がかかることがなく、また遊技場が損をすることもない。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

また請求項2に係る遊技用システムによれば、遊技用装置において遊技者の貸与操作により予め定められた基準貸与額分の第1の貸与処理が行われたにもかかわらずオンライン状態の発生により管理装置で管理残額の減算が行われていない場合に、前記基準貸与額を該管理残額から減算するので、正確な残額に補正することができる。